

# ビューストファミリークルー運営規程

## 1 総則

熊本ビューストピンディーズ（以下、「クラブ」という。）は、クラブの哲学・ビジョン・理念の実現に向けて、地域と繋がり、関わる全ての人々に毎日の活力を与え続ける存在となって、地域と共に持続的に成長することで社会的役割を果たすべく、ボランティア組織を編成し、その運営に必要な事項をビューストファミリークルー運営規程（以下、「本規程」という。）に定める。

## 2 名称

- 2.1 本規程に基づき活動するボランティアの名称を「ビューストファミリークルー」（以下、「クルー」という。）とする。
- 2.2 クルーは、熊本ビューストピンディーズのホームゲーム及び関連イベントの運営を支援し、クラブと地域をつなぐボランティア組織として活動する。

## 3 活動目的

- 3.1 クルーは次の目的を達成するために活動する。
  - ① ホームゲーム運営の継続的なサポート体制を構築する。
  - ② ファンの育成に努める。
  - ③ ホーム戦やクラブイベントへの来場のポスピタリティの向上に努める。
  - ④ 地域・自治体・学校・企業との連携強化に努める。
  - ⑤ スポーツ業界を目指す人材の育成に寄与する。

## 4 業務内容

- 4.1 クルーは、ホーム戦やクラブイベントにおいて、主に以下の業務を行う。
  - ① 設営、撤収
  - ② 入場受付補助
  - ③ 識別章(ア krediteーションカードやリストバンド等)のチェック
  - ④ 会場案内
  - ⑤ 観客導線誘導、導線管理
  - ⑥ イベントブース運営補助
  - ⑦ グッズ販売補助
  - ⑧ 当日券販売補助
  - ⑨ ファンクラブ受付および差入れ受付
  - ⑩ その他クラブが必要と認める業務
- 4.2 なお、金銭を取り扱う業務についてはクラブが認めた者のみ従事できるものとする。

## 5 登録要件

- 5.1 登録対象者は次のいずれかに該当する者とする。
  - ① ビューストピンディーズファンクラブ会員
  - ② 15歳以上（高校生・専門学校生・大学生含む）
  - ③ 一般社会人
  - ④ クラブが認める企業・団体に所属する者

5.2 未成年者については保護者の同意を必要とする。

## 6 登録方法

6.1 所定の応募フォームからの申し込みを行い、クラブが登録内容を確認し承認し登録が完了となる。

6.2 登録が完了した者は、クルーとしての資格が与えられる。

## 7 登録期間

7.1 登録期間は、登録完了日から当該シーズン終了までとする。

7.2 資格期限は1シーズン限りとし、継続を希望する場合は年度ごとに更新を行う。

## 8 活動参加

8.1 活動は本人の自主的な意思により参加する。

8.2 各試合の参加募集は事前に案内する。

8.3 活動日に参加できない場合は事前に連絡する。

8.4 クラブ運営上必要な場合は担当業務を変更することがある。

8.5 連絡無く2回連続して不参加となった場合には、その資格が喪失となる場合がある。

## 9 報酬および費用

9.1 本活動は、原則、無償でおこなわれるものとし、クルーに対して報酬、賃金、手当等は支払われない。

9.2 クラブが事前に取り決め、認めた場合に限り、交通費及びその他経費実施相当額が支給されることがある。

## 10 雇用関係の不存在

10.1 クルーの活動は、雇用契約、業務委託契約およびその他これらに類する契約関係を構成するものではなく、クルーは労働者に該当しないことを相互に確認して活動に参加する。

## 11 安全配慮および自己管理

11.1 クルーは、自身の健康状態および体調管理について自己の責任において十分に配慮した上で活動に参加するものとする。

11.2 体調不良、怪我、疾病等が生じた場合には、速やかにクラブへ報告する。

11.3 クルーからの11.2の報告を受けたクラブは、活動への参加を中止、または、必要な期間活動への参加を認めない措置の決定をおこなうことができる。

## 12 参加の中止

12.1 やむを得ない事情により、クルーが活動へ参加困難となった場合には、速やかにクラブに連絡する。

12.2 クラブは、運営上必要がある場合には、クルーの同意なく参加を注意させることができる。

## 13 遵守事項

13.1 クラブおよび来場者に対して誠実な対応を行うこと。

13.2 運営スタッフ及びクラブスタッフの指示に従うこと。

13.3 他の参加者や来場者への迷惑行為を行わないこと。

13.4 活動中の写真撮影やSNS投稿はクラブの指示に従うこと。

13.5 その他、クラブ哲学、ビジョン、理念に即した言動を行うこと。

## 14 禁止事項

14.1 クルーは、活動中および活動に関連して、以下の行為をおこなってはならない。

- ① 法令または公序良俗に反する行為
- ② クラブまたは第三者の権利、名誉、信用を侵害する行為
- ③ クラブの運営を妨害する行為
- ④ クラブの指示に従わない行為
- ⑤ 活動中に知り得た機密情報を第三者へ漏洩（SNS への無断掲載含む）。
- ⑥ 選手やチーム役員への過剰な接触や連絡先の交換。
- ⑦ 活動を通じて知り得たクラブまたは第三者の個人情報、内部情報、未公開情報等の第三者への開示または漏洩。
- ⑧ その他、クラブ哲学、ビジョン、理念に反した行動。

## 15 支給品・貸与品

15.1 クラブはクルーの活動に必要な物品を貸与または支給する。

15.2 クラブは活動日当日、以下のものをクルーに対して準備すること。

- ① クルーウェア（ビブス等）
- ② 名札
- ③ 業務マニュアル、運営マニュアル（予め電子的に配布する場合がある）
- ④ その他活動に必要な備品

15.3 貸与品は活動終了後にクラブに返却するものとする。

## 16 特典

16.1 クルーには活動実績に応じて特典を付与することができる。

16.2 クラブがクルーに付与する特典の内容は以下のいずれかとする。

- ① ボランティア活動証明書（就業先、通学先の書式への記載含む）
- ② オリジナルグッズ
- ③ 限定ウェア
- ④ 選手との記念撮影
- ⑤ シーズン終了後の交流会への参加
- ⑥ その他クラブが定める特典

16.3 特典の付与についての詳細は別途定める。

## 17 登録取消

17.1 クラブは次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- ① 本規程に違反した場合
- ② クラブの名誉や信用を著しく傷つけた、または傷つける恐れのある行為を行なった場合
- ③ 他のクルーへの迷惑行為が認められた場合
- ④ 来場者への迷惑行為が認められた場合
- ⑤ クラブがクルーに対して是正措置を求めたにも関わらず、対応がなされなかった場合

⑥ その他クラブが不適当と判断した場合

18 事故・免責

- 18.1 活動中にクルー自身に生じた事故、怪我、疾病、盗難その他の損害については、クラブが加入する保険の範囲内で対応する。
- 18.2 クルーによる故意または重大な過失による事故については、クラブはその責任を負わない。
- 18.3 クルーが活動中に、故意・過失に関わらず第三者に損害を与えた場合、クルーはクラブと相談して自己の責任においてこれを解決するものとする。ただし、クラブの指示に従って行動していた場合については、クラブと協議の上、対応を決定する。

19 個人情報の取扱

- 19.1 クラブは、クルーから取得した個人情報を、本活動の運営および連絡目的の範囲内でのみ利用するものとする。

20 準拠法および管轄

- 20.1 クルーの活動中におきた事故や問題等については、日本法を準拠法とし、クラブの活動を通じて発生した紛争等については、クラブの所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

21 その他

- 21.1 本規程に定めのない事項については、クラブの代表がこれを定めることができる。

本規程は 2026 年 9 月 1 日より施行する。